

令和2年11月19日
高齢福祉介護課 介護保険係

※従来の取り扱いから変更はありません。再確認いただくための資料です。

居宅（介護予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書について

- サービス利用を開始する日を含む月が終了するまでに、届出書の提出をお願いします。
- 原則として、届出のない場合のサービスにかかる費用は、一旦、利用者に全額負担していただくこととなります。
- 認定申請中のサービス利用について、ご注意ください。たとえば、要支援の方が新規申請で要介護に決定した場合、決定後の届出では月をまたいでしまうことがあります。サービスを利用されている場合は、申請時点で速やかに届出をお願いします。
- 要介護の方が更新の際に要支援となり、その後の新規申請により要介護となる場合（最終的に更新の前後ともに要介護であるとき）、新規申請の際に改めて届け出てください。または、以前（更新前）の届出を継続する旨を、高齢福祉介護課へ連絡してください。
- （小規模多機能型の届出書のみ）小規模多機能型居宅介護の利用開始月における居宅サービス等の利用の有無の記入してください。利用の有無によって、その月の給付管理票を提出する事業所が異なります。

請求・給付管理について

- 受給者に関する情報に変更があると、原則として翌月にその情報を国保連合会へ送っています。（たとえば、11月に変更申請されて12月2日に決定した認定情報は、1月に送ります。この場合、11月分の請求は1月にしていただくこととなります。）

負担限度額認定および社会福祉法人等利用者負担軽減の申請について

- 制度案内や申請書様式について、最新のものを市ホームページに掲載しています。必要に応じてご活用ください。